

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年4月9日

大阪税関長 清水雄策

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
大港運輸倉庫株式会社 大阪府大阪市此花区常吉二丁目4番87号	大港運輸倉庫株式会社 南港物流倉庫 大阪府大阪市住之江区南港南1丁目1番125号	廃業	—	令和7年 3月31日